

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年4月

技能労務職員の給与等については、民間の同職種又は類似の職種に従事する者との均衡を図り、住民の理解と納得が得られる適正なものとなるよう、この取組方針を策定し、公表します。

1 現 状

(1) 井手町の技能労務職員及び民間従業員（平成19年4月1日現在）

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
井手町	51.1 歳	7 人	358,200 円	369,943 円	367,900 円
うち 清掃職員	43.9 歳	2 人	314,200 円	320,950 円	319,950 円
うち 学校給食員	53.4 歳	2 人	397,200 円	425,500 円	425,500 円
うち その他技能労務職	54.3 歳	3 人	361,500 円	365,600 円	361,500 円
京都府	50.4 歳	663 人	360,548 円	434,445 円	410,048 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	320,514 円	320,514 円
類似団体	48.6 歳	9 人	271,177 円	293,202 円	283,707 円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
井手町	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理 業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.07
うち 学校給食員	調理士	39.8 歳	287,700 円	1.48
うち その他技能労務職	—	—	—	—
京都府	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
井手町	—	—	—
うち 清掃職員	5,342,550 円	4,192,600 円	1.27
うち 学校給食員	7,032,004 円	3,813,600 円	1.84
うち その他技能労務職	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成16～18年の3ヵ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職種・年齢別職員構成状況(平成19年4月1日現在)

①清掃職員

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	2人

②学校給食員

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人	0人	2人

③その他技能労務職

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	0人	3人

(3) その他給与に関する事項

①給料表

一般行政職と同様に国の行政職給料表(一)を適用。

②各種手当

一般行政職と同様の手当を支給しており、扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末勤勉手当等がある。また、技能労務職員に関する特殊勤務手当(清掃手当)は平成17年度より廃止している。

③昇給基準

一般行政職と同様に毎年1月1日を昇給日とし、4号給を標準として昇給する。ただし、平成22年1月1日までの間は1号給昇給を抑制している。また、55歳以上については、1号給を標準としている。

2 基本的な考え方(今後の見直しに向けた基本的な考え方等)

清掃業務に携わる技能労務職員については、平成10年度より新規採用を行わず、退職者不補充により段階的に民間委託を進めているが、平成21年度を目標に完全民間委託を行う。また、その他の業種についても職務の性格や内容を考慮し、適正な取組を検討する。

3 具体的な取組内容(取組事項の具体的な内容等)

平成18年4月に国家公務員に準じた給与構造の見直しを実施しており、今後も国準拠の条例改正を行う。

4 その他

平成19年4月1日において、技能労務職の職員数は7人で、50歳以上の職員は6人となっている。今後は退職状況を注視し、人事異動等において職員数の適正化を図り、現場状況を把握し民間でできる業務については、精査の上、民間委託を推進していく。